平成25年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況

資産の評価と負債の管理について~主に府民の将来負担の観点から~

総括表

項目		監査の結果			意 見		
		措置	経過報告	件数	措置	経過報告	
(1)未収金(貸付金を除く)の検討並びにその検討結果				4	2	2	
(2)棚卸資産の検討並びにその検討結果							
(3)出資金等の評価の検討並びにその検討結果							
(4)貸付金の検討並びにその検討結果							
(5)固定資産(貸付金を除く)の検討並びにその検討結果							
(6)未収金に係る延滞金及び延滞金相当の遅延損害金について				1		1	

(注1)監査の結果…①合規性、②3E(経済性・効率性・有効性)の観点から、是正・改善を求めるもの

(注2)措置・・・・・・・・・・・監査の結果等をもとに措置を行ったもの又は措置の方針を決定したもの

経過報告・・・・・措置又は措置の方針を検討している経過を報告するもの

平成25年度包括外部監査結果に基づき講じた措置状況

包排		E 結果報告書記載は指摘事項の概	and the second s	措置等の状況	対応
2. 未収金(貸	付金を除く)	の検討並びにその検	食 討結果		
(4) 個々の未り	収金の検討の編	吉果			7/10
【公安委員会】 ① 将来負担 として集計し た額	<u>いは回収が困</u> のもあること	難と認められる蓋 から、回収可能性 収可能と考えられ	は、 <u>回収できないある</u> 然性が相当程度高いも という意味での資産性 る金額を基に評価すべ (単位:千円) 内、将来負担	来年度(平成26年度分)から、評価性 引当金報告書の「債権の分類」につ いて、回収可能と考えられる金額を 基としたものに、見直しを行うこと とした。 (意見番号40)	措置
	放置違反金合計	2, 233, 577 2, 233, 577	として集計した額 1,371,327 1,371,327		
② 放置違反金について	事案と定義して 現在のシステム 高について、未	、重点的に徴収に向け の機能の制約があり、 納者別に名寄せを実施	が行われた場合を悪質違反 た取組みを行っているが、 検索時点の放置違反金の残 し、あるいは過去の違反件 牛数を自動的に集約するこ		
	検索した場合に 納付件数、未納	は、車両番号別に過去 件数は出力することは	以上の違反回数を指定して の違反回数、違反に対する できるが、出力情報はあく ぎない。さらに、この未納		

包括外部監査結果報告書記載內容	措置等の状況	対応
※小文字記載は指摘事項の概要 件数は、過去不納欠損処理を行ったため現時点では債権としては認識されていないものも含まれている。また、車両の名義変更が行われた場合には、異なる使用者の違反に係る情報が同一の車両番号に集約されてしまう。過去の違反件数が10件以上ある車両はおよそ3,000台程度であるが、これらに係る放置違反金について現在未納となっている件数を把握できていない。現在のシステムは、債権管理の観点では、極めて不便で、非効率である。また、過去に10件以上の違反を行っているという事実の是非をここでの議論からは除外したとしても、少なくとも、依然未納の状態を放置している点は問題であり、 債権管理をより厳格に行うためには、未納の事実にも着眼して管理の取組みを行うべきである(意見番号41)。 第二に、いわゆる悪質違反者(過去に駐車違反の事実を10件以上抱える違反者等)に対する対応の甘さである。違反を10回以上も抱える違反者が生ずる理由の一つに、違反を繰り返す者に対して、十分に使用制限制度を活用していない点が挙げられる。 警察庁の指針に基づき、大阪府でも、使用制限の運用に当たっている。当該基準に定められた処分の免除については、本基準に則って適切に運用されれば、悪質違反者に対しては使用制限が免除されることはないと考えられることから、		

包扌	舌外部監査結果報告書記載内容※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対 応
	徴収率の抜本的な改善に対する取組みとして、使用 制限を積極的かつ強力に活用すべきである(意見番号 42)。	車両使用制限の趣旨は、違法駐車の抑止を図るため、車両の使用者に対して適切な運行管理を行わせることであり、本趣旨を踏まえたうえで、適切な車両使用制限の執行を行っていく。 また、次期システムでは、執行状況管理機能の導入を要望している。 (意見番号42)	経過報告
	また、同様に悪質違反者等については、 <u>差押えの予告状を送付せずに差押えすることについて、その有効性を改めて検証すべきである(意見番号43)。</u>	最終催促状を送付する際に、「納付しない場合は予告なしに差し押さえることもある」旨、記載した書面を同封し、悪質違反者等については、差押えの予告状を送付せずに差し押さえる方法を導入した。(平成26年5月実施)(意見番号43)	措置

<i>5</i> 1 +	手 从 坎// 医左 ·	木 (十 田 却	生 = 3 + +	产		· I
프 1		宣 福 未 報 三記載は指摘。	告書記載内 事項の概要		措置等の状況	対応
11. 未収金に係	る延滞金及び	び延滞金相当	の遅延損害金につ	ついて		
	においてはい、債権回務者に情報:	、延滞金等も 収に向けた晳	だに把握していな 未収の状況とと 化や交渉等の過 うな状況にして 号81)。	もに把握を行 日程で適時に債	計算ツール」(エクセル)により計算可能であるが、より、適切な債権管理を行うため、次期システムでは、延滞金計算機能の導入を要望してい	
	部局名	所属	債権分類	債権名	る。(意見番号81)	
	公安委員会	交通部 駐車対策課	強制徵収公債権	放置違反金		